

「平成21年度税制改正案」カンタン解説

平成21年度の与党税制改正大綱が、本年度も12月に発表されました。

これから国会審議を経て、3月末には法案が可決成立し、4月から施行されるのが例年の流れです。しかし、昨年はねじれ国会の影響で法案が可決せず、4月末までずれ込みました。昨年に引き続き本年度も、ねじれ国会かつ政局も流動的であり、この大綱がすんなり税制改正につながるかどうかはわかりません。ただし、内容的には大筋はこのままいくのではないかと思います。

そこで本年も、この大綱をベースに「税制改正のカンタン解説」をまとめてみました。是非、ご参考にいただければ幸いです。

なお、不明な点、ご質問等は、私あるいは当法人税務スタッフに遠慮なくご質問ください。電話でもメールでもFAXでも結構です。

では、本年もよろしくお願いいたします。

東京メトロポリタン税理士法人
代表社員 北岡 修一

●ご質問、お問い合わせは下記まで...

住所:東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー4F
TEL:03-3345-8991 FAX:03-3345-8992
東京メトロポリタン税理士法人 kitaoka@tmcg.co.jp

【住宅土地税制】

1. 住宅ローン控除（平成21年から平成25年まで）

昨年末で期限切れの住宅ローン控除でしたが、景気対策の目玉となり、過去最大のローン控除が実現しそうです。去年入居した方とは、かなりの控除額の差があります。

ただし、最大のローン控除は、長期優良住宅（いわゆる200年住宅）の場合に適用されます。

控除額は、ローン残高に応じて、次ページの控除率により計算します。

なお、本年度より所得税からローン控除を引ききれない場合は、住民税からも控除できるようになります。（所得税の課税総所得の5%、最大97,500円）

●一般の住宅ローン控除

居住年	控除期間	住宅借入金の限度額	控除率	最高控除額
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	50万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%	50万円
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	40万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	20万円

※平成21年入居の場合、最高50万円×10年＝500万円が最高の控除額となります。

●長期優良住宅（200年住宅）の住宅ローン控除

居住年	控除期間	住宅借入金の限度額	控除率	最高控除額
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	60万円
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%	60万円
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%	60万円
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	40万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円

※平成21年入居の場合、最高60万円×10年＝600万円が最高の控除額となります。

※長期優良住宅とは、「長期優良住宅普及促進法」により認定された新築住宅です。

- 省エネやバリアフリーの改修工事の増改築等に対する住宅ローン控除も、5年間延長となります。

2. ローンを組まない住宅にかかる所得税額控除制度の創設

(1) 長期優良住宅を新築等した場合（平成23年12月31日まで）

上記の認定長期優良住宅を新築し、または新築を取得した場合には、住宅ローンを組まないで取得した場合であっても、所得税額の控除を受けられる制度が創設されます。

控除される金額は、次のとおりです。（控除しきれない場合は、翌年に繰越できる）

$$\text{●控除額} = \text{標準的な性能強化費用相当額 (1,000万円限度)} \times 10\%$$

※標準的な性能強化費用とは、長期優良住宅の認定に係る、耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の項目ごとに、その基準に適合するために必要となる標準的な費用をいう（㎡あたり決められた金額×床面積）。

(2) 特定の改修工事をした場合（平成21年4月1日～平成22年12月31日）

次の2つの改修工事について、住宅ローンを組まないでも所得税額の控除を受けられる制度が創設されます。

①省エネ改修工事（同時に行なう太陽光発電装置の設置費用を含む）

一定の省エネ改修工事を行なった場合は、次の金額を所得税から控除できます。

$$\bullet \text{控除額} = \text{省エネ改修工事費用 (200万円限度)} \times 10\%$$

※太陽光発電装置を設置する場合は、300万円までが限度となる。

②バリアフリー改修工事

一定の者が行なう一定のバリアフリー改修工事を行なった場合は、次の金額を所得税から控除できます。

$$\bullet \text{控除額} = \text{バリアフリー改修工事費用 (200万円限度)} \times 10\%$$

※上記の両方の工事を行なう場合は、控除額は合わせて20万円が限度となります。

ただし、太陽光発電装置を設置する場合は、30万円が限度となります。

※その年の合計所得金額が、3,000万円を超える場合には、適用されません。

※住宅ローンを借りる場合も、上記制度を受けることができますが、住宅ローン控除制度との選択適用になります。

3. 土地需要喚起のための譲渡益課税の特例措置

（平成21年1月1日～平成22年12月31日まで）

(1) 平成21年、22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除

次の場合には、土地の譲渡益について、最高1,000万円まで所得税が課税されない制度が創設されます。

①平成21年、22年中に取得した土地等であること

②上記土地について、譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを、
譲渡した場合

※この制度は、法人の場合においても適用されます。

(2) 平成21年、22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例

次の場合には、土地の譲渡益を繰り延べる制度が創設されます。

- ①個人事業者または法人が、平成21年、22年中に、土地等を取得すること
- ②取得した事業年度終了後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡した場合

譲渡益を繰り延べる（譲渡時に課税されない）金額は、次のとおりです。

- ・平成21年に土地等を取得した場合 → 譲渡益の80%相当額
- ・平成22年に土地等を取得した場合 → 譲渡益の60%相当額

※取得した土地等が、棚卸資産（販売用土地等）である場合は、適用されません。

※個人事業者が取得した土地等が、事業用資産でない場合は、適用されません。

4. 不動産取得税、登録免許税の軽減措置延長

(1) 不動産取得税

住宅と住宅用地の取得にかかる標準税率 4% → 3% とする軽減措置
適用期限が、3年延長されます。

(2) 登録免許税

土地の売買による所有権移転登記の登録免許税は、平成21年4月に引き上げられる
予定でしたが、2年間据え置かれ、下記のように段階的に引き上げられます。

- ・本 則 : 20 / 1,000
- ・H23.3.31まで : 10 / 1,000（現行と同じ）
- ・H24.3.31まで : 13 / 1,000
- ・H25.3.31まで : 15 / 1,000

5. 特定資産の買換えの課税特例の延長

（3年間延長：平成23年12月31日まで）

個人の買換え制度で最も使い勝手の良い、長期所有の土地等から、国内にある土地、
建物、機械装置等への買換え特例が、3年間延長されることとなります。

【中小企業対策】

1. 中小企業に対する軽減税率の引き下げ

(平成21年4月1日から23年3月31日までの間に終了する各事業年度)

中小企業（資本金1億円以下）の所得金額の内、800万円以下の部分に適用されている軽減税率が、22%から18%に引き下げられます。

2. 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活

(平成21年2月1日以後に終了する事業年度)

中小企業（資本金1億円以下）が、上記の事業年度以後に、欠損金が生じた場合は、欠損金の繰戻し還付により法人税の還付を受けることができますようになります。

繰戻し還付とは、前年度が黒字で法人を納めている場合において、当年度が赤字になった場合は、前年度に納税した法人税の還付を受けることのできる制度です。

平成21年2月1日以後に終了する事業年度から適用になることにより、本年3月決算も対象になることとなりますので、大きな効果が期待されています。

【相続税制】

1. 事業承継税制の完成(非上場株の相続税80%納税猶予)

(平成20年10月1日以降の相続)

これは昨年の税制改正にも折り込まれていますが、今回の改正により、詳細が定められ完成形となります。本税制は、事業承継にかかる同族株式の相続税を80%納税猶予しようというものです。

(1) 制度の概要

事業承継相続人が、相続によって取得した自社株式の80%に対応する相続税を、納税猶予する制度です。ただし、事業承継相続人が従前から持っているものも含めて、その会社の発行済み議決権株式の2/3に達するまでの部分が限度となります。

(2) 適用となる会社

次の資本金または従業員数のいずれかを満たす中小企業（非上場）であること

業 種	資本金	又は	従業員数
製造業その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下

※経済産業大臣に事業承継計画を提出し、上記条件と共にチェックを受けます。

<除外される会社>

- ・資産管理会社（スルーして実質的に何もしていない会社）
- ・投資目的会社（持ち株会社は、事業会社の監督等を行なっているためOK）

（3）被相続人、相続人の条件

①被相続人（親）

- ・ 会社の代表者であったこと
- ・ 被相続人と同族関係者で発行済み株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主であった場合

②事業承継相続人（後継者）・・・1つの会社で適用されるのは1人のみ

- ・ 会社の代表者であること
- ・ 事業承継相続人と同族関係者で発行済み株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、同族内で筆頭株主となる場合

<相続後の事業継続要件>

●5年間の事業継続が要件。具体的には、

- ・ 代表者であること
- ・ 雇用の8割以上を維持すること（健康保険・厚生年金加入者をベース）
- ・ 相続した対象株式を継続保有すること

（4）相続税の免除や納付

①免除

- ・ 死亡の時まで保有し続けた場合など、一定の場合には猶予税額の納付を免除
- ・ 猶予対象者が、次の後継者に対象株式を一括贈与する場合は、猶予税額を免除（後継者は、贈与税の納税猶予<次項>を受けること）
- ・ 会社が破産または特別清算をした場合は、猶予税額は免除（猶予対象者および親族が受け取った配当、過大役員給与は免除しない）
- ・ 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業を継続するため株式を譲渡した場合 ⇒ 時価を超える猶予税額を免除する

②納付

- ・ 相続税の申告期限から5年以内に、代表者でなくなるなど上記の事業継続要件が満たされなかった場合は、猶予税額の全額を納付することになります。
- ・ 5年経過後も、その株式を譲渡した場合には、譲渡した株数に対応する猶予税額を納付することになります。
- ・ 上記いずれの場合も、法定申告期限からの利子税(2.2%)も併せて納付します。

③担保

納税猶予の対象となった株式はすべて国に担保として供さなければなりません。

(5) 相続税の課税方式の変更

事業承継税制の施行に併せて、法定相続分課税方式から遺産取得課税方式への変更が検討されていましたが、今回は見送られることになりました。

(6) 小規模宅地の評価減との関係

本規定の適用を受ける場合でも、小規模宅地の評価減の規定を満額受けることができます。

2. 事業承継にかかる非上場株式の贈与税の納税猶予制度

(平成21年より)

前項の事業承継税制を補完するため、贈与税においても納税猶予制度が設けられます。

(1) 制度の概要

後継者が、事業承継税制の対象となる会社を経営していた親族から、贈与により保有株式の全部を取得した場合は、発行済み議決権株式の2/3を限度に贈与税が全額納税猶予されます。(納税猶予の要件は、相続税と同様です)

また、贈与者の死亡時には、相続で取得したものとみなして、贈与時の時価で相続税の計算が行なわれますが、事業承継税制により、相続税の納税猶予を受けることができます。

(2) 相続時精算課税との併用

上記の適用を受ける場合であっても、相続時精算課税を利用することが可能です。上記の贈与税の納税猶予は、発行済み株式議決権株式の2/3までです。それを超える部分については、相続時精算課税を適用することが可能になります。

【金融証券税制】

1. 上場株式等の配当所得と譲渡所得

(平成21年1月1日～平成23年12月31日まで)

(1) 軽減税率3年間延長

上場株式等の配当所得と譲渡所得の税率は、現在10% (所得税7%、住民税3%)に軽減されています。これが、**3年間延長**されることになりました。

(2) 配当と譲渡損失の損益通算が可能に (平成21年から)

上場株式等の配当所得と譲渡損失の損益通算については、限度額を設けず、予定通り平成21年から導入されることとなります。

上場株式等の譲渡損失があった場合には、確定申告をして配当所得と通算し、配当所得から引かれている源泉所得税を取り戻すことができます。

2. 少額投資非課税制度(日本版ISA)の創設

(平成24年1月1日以後)

(1) 導入時期

上記の、上場株式等の配当所得と譲渡所得の軽減税率が、終了した後に導入される税制です。

(2) 具体的な内容

- ① 20歳以上の者は、非課税口座を開設できる。
- ② 導入から5年間、その口座にて、毎年100万円以内の上場株式等を取得できる。
- ③ 口座開設から10年以内に生ずる、上場株式等の配当所得および譲渡所得については所得税・住民税を課さない。

※詳細な制度設計は、平成22年度税制改正で措置するとのことです。

3. 確定拠出年金制度(日本版 401K)

(1) マッチング拠出の導入

企業型確定拠出年金について、事業主拠出額と合計して行なう個人拠出（いわゆるマッチング拠出、事業主拠出額を限度）が導入され、その全額が所得控除の対象とされます。

(2) 拠出限度額の引き上げ

次のとおり引き上げられます。マッチング拠出は、事業主拠出と合わせて次の金額が限度となります。

企業・個人	他の企業年金	現 行	改正案
企業型	他の企業年金がない場合	月額 46,000 円	月額 51,000 円
	他の企業年金がある場合	月額 23,000 円	月額 25,500 円
個人型	企業年金がない場合	月額 18,000 円	月額 23,000 円

※導入時期は、現段階では明らかになっていません。

4. 生命保険料控除の見直し

(平成24年分以降の所得税、平成25年分以降の住民税から)

(1) 所得控除限度額 5万円から4万円に

一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の所得控除限度額が、5万円から4万円に引き下げられます。住民税では、3.5万円が2.8万円になります。

(2) 介護保険料控除の創設

生命保険契約の内、介護費用保障または医療費用保障を内容とする保険料については、現行の生命保険料控除と別枠で、介護保険料控除が創設されます。所得税4万円、住民税2.8万円の所得控除となります。

※新制度は、24年分の所得税、25年分の住民税から適用となります。

詳細は、平成22年度税制改正で措置するとのことです。

【国際課税】

1. 海外子会社からの配当金は、95%まで益金不算入

(平成21年4月1日以後開始事業年度より)

次の場合には、海外子会社からの配当金は、95%まで益金不算入(課税しない)とする制度が導入されます。

- ①国内親会社の出資比率が25%以上であること(租税条約で割合が定められている場合は、その割合)
- ②株式保有期間が6ヶ月以上であること

※益金算入される5%分の外国源泉税は、損金の額に算入されないと共に、外国税額控除の対象からも除かれる。

【その他】

1. 省エネ・新エネ設備等の投資促進

(平成21年4月1日～平成23年3月31日まで)

(1) エネ革税制で即時償却制度

「エネルギー需給構造改革推進設備」について、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる制度、すなわち「即時償却制度」が導入されます。

(2) 資源生産性向上促進税制の導入

産業活力再生特別措置法(産活法)の改正に伴って、新たな認定計画に従って、資源生産性を向上させる設備等を取得した場合に、取得価額の30%相当額を特別償却できる制度が導入されます。

2. 電子申告控除を2年延長

(平成22年分の確定申告まで)

電子申告をした場合の、電子申告控除 5,000 円(所得税額から控除)が、平成23年3月の確定申告(平成22年分の確定申告)まで延長されます。